

流山市立江戸川台小学校いじめ防止基本方針

流山市立江戸川台小学校

流山市立江戸川台小学校は、流山市いじめ防止基本方針に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つ。

2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものである。いじめは、どこにでもおこりうるものと強く認識し、決して許されるものではない。

本校は、ここに、児童等と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」の3ない宣言をする。

この方針に基づいて具体的な方策として、下記のことに取り組んでいく。

2 いじめ防止の取り組み

本校は、「学校が好き、『早く学校に行きたい』『友達に会いたい』『先生に会いたい』」という思いを、子どもたちに持たせることを学校経営の基本方針に掲げている。また、めざす子ども像は「思いやりのある子」「友達を大切にする子」「自他の命を大切にする子」である。

以上の点を踏まえながら、全校児童が、毎日、元気で楽しい学校生活を送れるよう「いじめゼロ」を目指し、全校あげて組織的に取り組む。

1) 全教育活動をとおして いじめ防止の取り組みを推進するため、いじめ防止対策を年間計画に位置づけていく。

2) いじめ防止につながる道徳教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進する。

・道徳の日

毎月第2木曜日を「道徳の日」とし、わたしたちの道徳や映像資料等を使った指導や道徳心の育まれるエンカウンター等を行う。

・体験活動を通して豊かで強い心を育てていく。

3) 思いやりやふれあいを大切にした人間関係づくりを推進する。

・あいさつ運動の実施

人間関係の基本は、あいさつである。計画委員会・生活委員会を中心に、朝のあいさつ運動を年間通して実施する。

- ・特別活動の時間を重視する。

例：1週間に1回、学級児童と教師が、集団遊びをすることで心の通い合いをすすめる。

- ・たてわり異学年交流活動（なかよし学級）

たてわり活動による昼休み遊びや全校遊び等の異学年の交流遊びを行う。

3 いじめ防止等の対策組織

1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について

いじめ問題の取り組みにあたっては、学校長のもと、「いじめは許されるものではない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う。

本校では、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために「いじめ防止対策委員会」の組織を設置し、そのチームを中心として教職員全体で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。また、必要に応じて教育委員会の人材の派遣を要請する。

2) いじめ防止等の対策組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、検討、修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに対する組織的対応の中核としての役割

3) いじめ防止等の対策組織の構成

		日常的な協議	いじめ防止対策委員会	重大事態の調査組織 (学校が調査主体)
学校職員	学校長	○	○	○
	教頭	○	○	○
	教務主任	○	○	○
	生徒指導主任	○	○	○
	学年主任	○	○	○
	各学年生徒指導担当	○	○	○
	養護教諭	○	○	○
	担任	○	△(当該)	△(当該)
	部活動担当		△(当該)	
校外	流山市スクールカウンセラー		○	○
	民生委員・児童相談員		○	○

4 いじめの早期発見、早期対応の在り方

1) いじめは、日常生活の何気ない中で起こる。教師は、児童等の学校生活、保護者は、家庭生活の中で、児童等の生活ぶりに注視し、互いに密に連携して早期発見に努める。

2) いじめ調査を行う。

- ・定期調査

年間3回(学期に1回)「生活アンケート調査」としていじめ調査を行う。

全校で集約し、生徒指導部会で、いじめの実態について詳細に調査し、具体的な改善策をたてて、組織的に早期対応をすすめる。

3) いじめの情報が得られた場合、速やかに校長まで報告をあげ、対応策を協議し、組織で対応に当たる。

4) いじめに対する措置

- ・ いじめの情報をつかんだ場合、すみやかに事実の有無を確認する。
- ・ いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童等・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等への指導とその保護者への報告助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。 場合によっては、一定期間、集団での学習形態ではなく、別教室での個別学習の措置をとる。
- ・ いじめの関係者間の争いを生じさせないように、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為の恐れがある場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署等の関係機関と連携して対処する。

5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童等及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行っていく。

5 教育相談体制

- ・ 日常的に児童等との教育相談をすすめる。学校内組織として学年内、生徒指導部会と連携してすすめる。
- ・ 定期には、生活アンケート調査の後、教育相談週間を設けて児童全員との教育相談を行う。
- ・ 教育相談箱の設置
職員室前に教育相談箱を設置し、児童等からの相談を受ける。
- ・ 市、県のスクールカウンセラー等の協力、助言をいただく。

6 生徒指導体制について

- ・ 生徒指導部会を中心として、いじめ防止策の推進にあたる。
- ・ いじめの早期発見、防止に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関しての児童等の理解を深めていくこと等について活動を行う。

7 重大事案への対処について

生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ・重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係等について報告する。

8 いじめ防止にかかわる校内研修の推進について

年間の研修計画にいじめに関する研修を位置づけ、計画、組織的に研修を行う。外部講師を招聘する。

9 保護者、地域、関係機関との連携について

いじめ防止は、学校と保護者、地域、関係機関の連携が不可欠ととらえ、常日頃から情報を共有しながらいじめ防止対策をすすめていく。

10 その他

学校全体として、いじめ防止に取り組んでいることを全校児童に知らせ、児童等からの意見も聞きながら実効性のあるものにしていく。

本方針を、学校便りやホームページ等により、全家庭、地域に周知し、理解と協力を得ていく。

なお、この方針は、今後、いじめ防止対策会議等で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。

(平成 28 年度 一部改正)